

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		非常勤職員等に対する公務（通勤）災害補償の支給決定		
根拠例規及び条項		議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和 43 年規則第 5 号)第 10 条及び第 19 条		
所 管 部 課 名		企画部 人事課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	当該補償請求に対し、条例、規則、他の事例、判例等に照らし、判断する。 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条から第 17 条まで、及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例施行規則第 6 条から第 19 条までに規定。		
	設定年月日	昭和 43 年 2 月 8 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10～15 日程度（注：休日は含まない。） 事故の態様により、事例研究等の期間が必要となり、処理期間が異なる。		
	内 訳	処分機関 10～15 日		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 4 日	最終変更年月日	
備 考				